

# スプリンクラー設備

## 設置基準の見直し！

### 軽費老人ホーム等にも設置義務付け

改正消防法施行令が、2015年（平成27年）4月1日から施行されます。

この改正により、介助がなければ避難できない方が利用される高齢者・障がい者施設等は、従前、延べ面積275㎡以上からの設置義務でしたが、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が必要となりました。

なお、現に存する施設及び現に新築や増改築中の施設については、2018年（平成30年）3月31日までの経過措置が設けられています。



Q. 新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる施設は？

A. 避難が困難な方が利用する高齢者・障がい者施設等です。

【消防法施行令別表第1（以下「令別表」）(6)項口に該当する施設】

消防法施行令では、災害時に援護が必要となる介護施設や老人福祉施設を種別ごとに、「令別表」によりグループ化し、その種別ごとに設置を義務付ける消防用設備を規定しています。

この度の消防法施行令改正により、従来、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設などについては、消防用設備の設置義務が施設の延べ面積に規定される「令別表(6)項ハ」とされてきましたが、それらの施設のうち、避難が困難な方が利用する施設（施設に入居・宿泊される方の状態やその入居割合により判断）については、「令別表(6)項口」に規定されました。

あわせて、「令別表(6)項口」に掲げる施設については、原則として、延べ面積にかかわらず全ての施設にスプリンクラー設備を設置しなければならないとされたことから、275㎡未満であっても新たに設置が必要となったものです。

なお、建物構造など一定の要件を満たせば、設置を必要としない場合があります。

詳しくは、消防局予防課若しくは最寄の管轄消防署へお問い合わせください。

消防局 予防課	福山市沖野上町五丁目13番8号	084-928-1192
南 消防署	福山市沖野上町五丁目13番8号	084-928-1201
北 消防署	福山市奈良津町二丁目1番1号	084-923-3993
東 消防署	福山市引野町北四丁目23番9号	084-941-3868
西 消防署	福山市松永町三丁目21番77号	084-934-1355
芦品 消防署	福山市新市町戸手780番地10	0847-52-4400
深安 消防署	福山市神辺町川北1402番地1	084-962-1234
府中 消防署	府中市府中町堤外119番地1	0847-43-7183